



呉環境サービス株式会社から提出された 委託料等請求事件等の訴状について

令和4年8月30日付けで呉環境サービス株式会社を原告とし、呉市（代表者市長）を被告とする訴状が東京地方裁判所に提出され、呉市には9月22日に訴状、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が送達されました。

1. 訴状の趣旨

原告は、呉市の委託を受けてクリーンセンターくれ（一般廃棄物処理施設）の管理運営を行っているが、呉市は、令和元年10月31日及び令和2年10月29日に発生したクリーンセンターくれのごみ破碎選別施設の火災（以下「本件火災」といいます。）により原告が当該ごみ破碎選別施設を稼働させなかったことを理由に、当該管理運営事業に係る委託料を支払わない。

しかし、本件火災は、呉市の責めに帰すべき事由により生じたものであり、呉市の委託料の不払には理由がない。

よって、原告は、呉市に対し、クリーンセンターくれの管理運営事業契約に基づく2020年度第4四半期及び2021年度第1四半期の各委託料の支払並びに原告が負担したごみ破碎選別施設の復旧工事費用の支払を求める。

2. 訴訟物の額

17億9,941万778円

3. 今後の予定

第1回口頭弁論期日 令和4年10月17日（月）午後1時15分
東京地方裁判所